

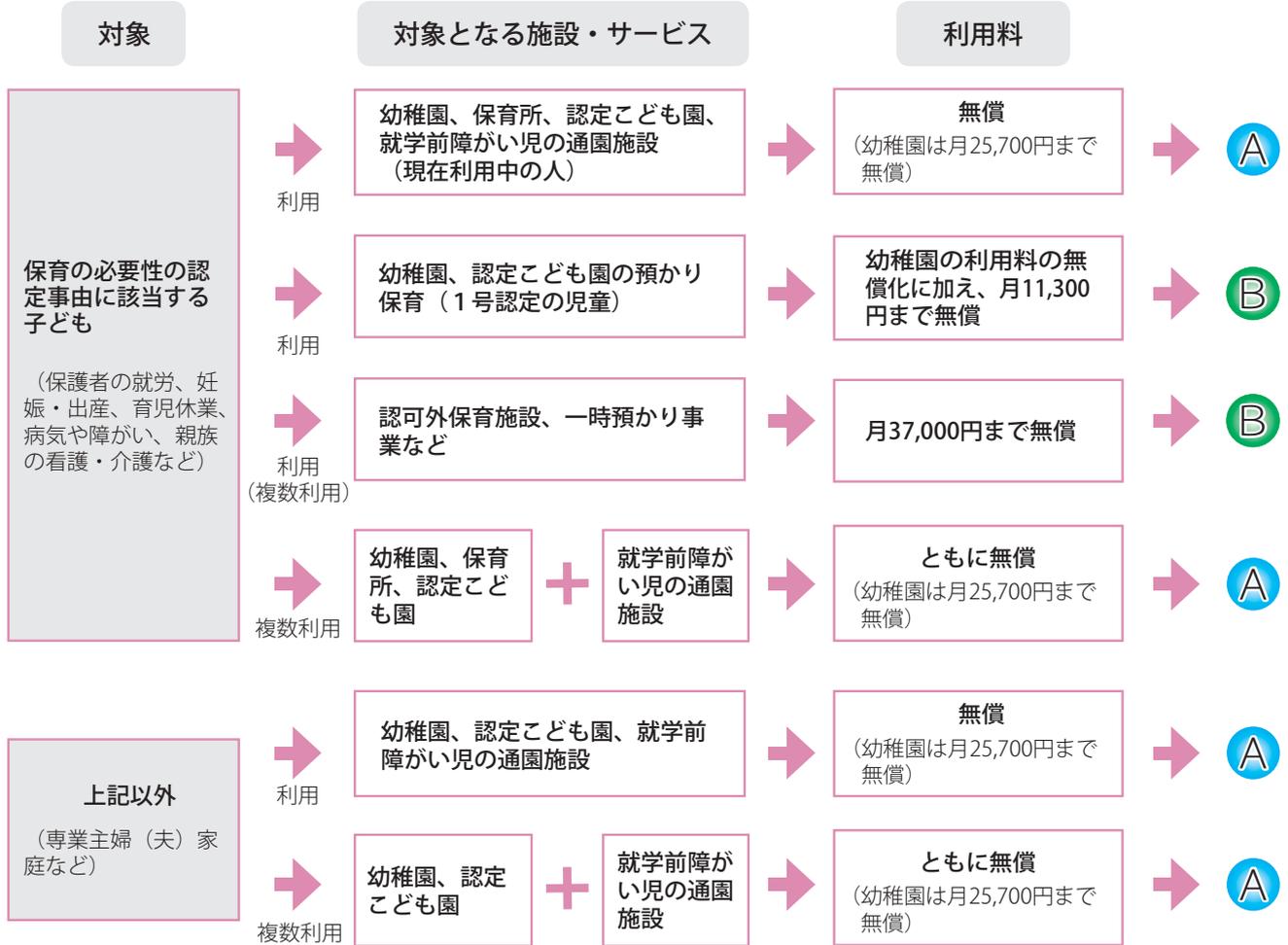
10月から

# 3歳児以上の保育所・認定こども園などの利用料が無償化されます

☎ こども子育て支援課 ☎ 6717

## 無償化の期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間です（1号認定の児童は満3歳から）。  
0～2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます（認可外保育施設の場合、月42,000円まで無償）。



**A** 無償化に関する手続きは不要です。

**B** 市から保育の必要性の認定を受ける手続きが必要です（各幼稚園、認定こども園などから案内があります）。

## 無償化の対象外となるもの

実費徴収費用（通園送迎費、給食費、行事費など）は無償化の対象外です。給食費は、10月分から直接、保育所などへお支払いただくことになります。

※年収360万円未満相当世帯と第3子以降の副食費（おかず代）は免除となります。免除対象者には、市から通知を送付しますのでご確認ください。